

## 浪江町イメージアップキャラクター「うけどん」取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、浪江町のイメージアップキャラクター「うけどん」（以下「うけどん」という。）、及びに、浪江町のイメージアップキャラクター「うけどん」のファミリー（以下「うけどんファミリー」という。）のデザイン（デザインから制作した立体物を含む。）を使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領においてデザインとは、基本デザイン及び浪江町イメージアップキャラクター「うけどん」デザインガイドライン（以下「ガイドライン」という。）にあげるものをいう。

また、キャラクターとは、「うけどん」及び「うけどんファミリー」を総称したものとす。

### (図柄等)

第3条 キャラクターのデザイン、色及び縦横の比率は、ガイドラインのとおりとする。

2 キャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）は、みだりに改変して使用してはならない。ただし、印刷物のデザイン上、単色印刷を選択しても差し支えない。

### (デザインに関する権利)

第4条 デザインに関する一切の権利は、町に帰属する。

### (使用申請)

第5条 キャラクターの使用は、町の魅力を町内外に発信し、町を印象付けるためのツールとして、そのPRに寄与すると認められる場合に許諾することとする。なお、次の場合は使用を許諾しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) キャラクターの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

- (7) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
  - (8) キャラクターの著しい変形その他キャラクターの利用が適当でないと認められる場合
- 2 着ぐるみを使用する場合は、町に「着ぐるみ使用許可申請書」(様式1)を提出しなければならない。
  - 3 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認められるときは、「「うけどん」着ぐるみ使用許諾通知」(様式2)により通知するものとする。
  - 4 キャラクターを使用する場合は、町に「使用許可申請書」(様式3)を提出しなければならない。
  - 5 町長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認められるときは、「「うけどん」使用許諾通知」(様式4)により通知するものとする。
  - 6 家庭内など、個人的、または、限られた範囲内でキャラクターを使用する場合は、申請を必要としない。

(使用上の遵守事項)

第6条 町は、キャラクターの使用申請及び使用にあたり、次の各号のとおり条件を定める。許諾を受け、使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ガイドラインにあげるコンセプトに反しないこと。
- (2) 許諾を得た使用方法を他人に譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 完成物件または写真、データ等を提出すること。
- (4) ガイドラインで定めた色及び形等を正しく使用し、「うけどん」のイメージを損なう使用はしないこと。
- (5) 他の事業の普及・啓発を目的としたリーフレット、PR冊子、PRグッズ(シール、バッジ)、立て看板、のぼり旗、横断幕及びホームページ等に使用することができる。ただし、制作等に係る費用は使用者が負担するものとする。
- (6) 上記以外に、町は必要に応じて条件を付けることができる。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用に係る料金等は徴収しない。

(使用許諾の取消し等)

第8条 次の各号に該当する場合は、使用許諾の取消し等を求める措置を行うことができる。

- (1) 使用申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) キャラクターを使用許諾条件に違反して使用した場合

(3) その他、町が必要と認める場合

(使用期間)

第9条 キャラクターを使用できる期間は最長1年間とし、申請により許諾を受けた期間とする。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。